

別記1

第1 定義

1 変更工事の区分

変更工事は、「増設」、「移設」、「改造」、「取替」、「補修」、「撤去」及び「変更」に区分する。

2 増設等の定義

- (1) 「増設」：製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置すること(組み込むことを含む。)をいう。
- (2) 「移設」：製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- (3) 「改造」：現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換，造り直し等を行い当該機器・装置等の構成，機能・性能を変えることをいう。
- (4) 「取替」：製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類，機能・性能等を有するものに交換し，又は造り直すことをいい，「改造」に該当するものを除く。
- (5) 「補修」：製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し，現状に復することをいい，「改造」に該当するものを除く。
- (6) 「撤去」：製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- (7) 「変更」：変更内容を増設，移設，改造，取替，補修又は撤去の文言で表現することが適当でないものをいう。

3 その他

- ※① 「番号」欄の数字は，49号通知の番号である。
- ② 「変更内容」欄の「・」を付した項目は，49号通知にない項目である。
- ③ 「変更内容」欄の○付き数字があるものは，運用解説を参照すること。

第2 共通事項

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運	用	解	説	
建築物及び工作物		<建築物>									<建築物>			
	1	屋根（キャノピーを含む。），壁，柱，床，はり等①	◎	◎	◎	◎	▲	△			① 壁に開口部を設ける場合又は開口部を閉じる場合は，改造に該当すること。屋根（キャノピーを含む。）の取替については，小屋組，軸組の取替も含むこと。取替は，水平投影面積の2分の1未満に限ること。移送取扱所に係る監視小屋については，「移送取扱所」の例によること。 ② 特定防火設備を防火設備に変更する場合（その逆も含む），開口部の面積を変更し防火設備の大きさを変える場合等は，許可とすること。			
		・屋根面の採光	◎	◎	◎	▲	▲	△						
		・建築物の基礎	◎	◎	◎	△	▲	△						
		・耐火区画①	◎	◎	◎	△	▲	△						
		・耐火区画の配管貫通部	◎	◎	◎	▲	▲	△						
	2	防火上重要でない間仕切壁	△	△	△	▲	▲	△						
	3	内装材	○	—	○	▲	▲	▲						
	・内装材（危険物を取り扱わない場所）	△	—	△	▲	▲	▲							

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要					
										運	用	解	説		
建築物及び工作物	4	防火設備②	◎	◎	◎	▲	▲	△							
		・防火設備の自動閉鎖装置	△	—	△	▲	▲	△							
		・防火設備の構成部材	—	—	△	▲	▲	△							
	5	ガラス，窓，窓枠（防火設備を除く。）	△	△	△	▲	▲	△							
	6	階段	◎	◎	△	▲	▲	△							
		・階段（危険物を取り扱わない場所）	△	△	△	▲	▲	△							
		・雨どい	△	△	△	▲	▲	▲							
		<工作物>													<工作物>
	7	保安距離又は保有空地の代替措置の塀，隔壁	◎	◎	◎	○	▲	△							① 架構とは，製造所及び一般取扱所のプラントを構成する危険物を取り扱う設備等を支持する工作物であって，足場としての床を有し，開放性を有するものであること。
	8	架構①	◎	◎	◎	○	▲	△							① ②架構，架台等に点検用足場を取り付ける等の工事を行う場合は，資料提出とすること。
		・流出防止板，金属製導管	◎	◎	◎	▲	▲	△							② 非対象設備に係る配管の支柱及び架台は，防油堤内及び保有空地内を除き届出不要であること。
		・架構第1層部分の柱の耐火措置③	◎	—	△	▲	▲	△							③ 耐火措置の改造にあつては1時間耐火を確保すること。
	9	配管，設備等の支柱，架台②	△	△	△	△	▲	△							④ タンク等の歩廊，はしご，階段等については，「タンク等」によること。非対象設備の機器に直接取り付けられている歩廊，はしご，階段等の設置については，届出不要であること。
	9	配管，設備等の支柱，架台の耐火措置③	◎	—	△	△	▲	△							
	10	歩廊，はしご	△	△	△	▲	▲	△							
	・階段④	◎	◎	○	▲	▲	△								
	<保有空地>													<保有空地>	
11	植栽①	○	○	△	▲	▲	▲							① 執務資料編13「保有空地内の植栽に係る運用基準」によること。	
	・保有空地外の植栽（屋外タンク貯蔵所の防油堤に設ける植栽に限る。）	—	—	—	—	—	—	△							
	・保有空地，区画の増加②	—	—	—	—	—	—	◎						② 非危険物設備，機器，架構，架台の工事に伴う保有空地，区画の増加も許可を要すこと。	
	・保有空地，区画の減少	—	—	—	—	—	—	○							

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運用解説				
タンク等 ①										① タンク等とは、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び20号タンクをいうものであること（以下、この運用基準において同じ。） <構造等>及び<設備等>の各項目の工事については、タンク本体に影響を与えないものが該当するものとし、タンク本体に影響を与える場合は、執務資料編5「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査等一覧表」によること。				
		<基礎等>								<基礎等>				
	12	犬走り，法面，コンクリートリング①	◎	◎	◎	○	△	△			① ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修は、届出不要であること。 鉄筋にかかる工事は許可とすること。			
		・上記以外のタンク基礎①	◎	◎	◎	○	△	△						
	13	地下タンクの上部スラブ①	—	—	◎	◎	○	—						
		・特定，準特定タンクに係るボーリング調査	—	—	—	—	—	—		△				
		<構造等>									<構造等>			
	14	屋根支柱，ラフター，ガイドポール等	◎	◎	◎	○	△	◎			① 耐火措置の改造にあつては1時間耐火を確保すること。 ② 第2章第4節（屋外タンク貯蔵所の基準）30によること。 ③ 階段ステップ，配管サポート，点検用架台サポート，アース等の設備の工事には、取付用当板を含む。 ④ 圧力タンク（地下貯蔵タンク，簡易貯蔵タンク及び移動貯蔵タンクは常圧タンクを含む）にあつては許可とすること。			
	15	屋外タンクの支柱の耐火措置①	◎	—	○	○	▲	△						
	16	階段，はしご，手すり等	◎	◎	◎	○	▲	△						
	・歩廊（タンク本体に直接取り付けているものに限る。）	◎	◎	◎	○	▲	△							
	・歩廊（タンク本体に直接取り付けているものを除く。）	△	△	△	▲	▲	△							
	・歩廊橋（タンク間の歩廊橋）②	—	—	◎	△	▲	△							
	・階段ステップ，配管サポート，点検用架台サポート，アース③	△	△	△	△	▲	△							
	マンホールのふたにノズルの取付け，取替，取外し④								△					

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運	用	解	説	
タンク等		<設備等>									<設備等>			
	17	タンク元弁①	◎	◎	○	○	▲	△			① タンク元弁の設置は、既設ノズルを変更することなく、フランジ接合部を取り外して弁を取り付ける場合に限りこと。タンク元弁以外の弁及び付属配管途中の弁の増設等については、「危険物設備等」<配管等>の例によること。手動弁から電動弁に変更（その逆も含む。）する場合は、これに伴う分電盤の設置及びケーブル敷設を含む。）は、改造に該当すること。1万k1以上の屋外タンクの緊急遮断弁については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。 ② 複数のタンクで共用する場合の増設は、主たる施設で許可を受け、他の施設は資料提出として差し支えないこと。 ③ 処理配管に接続されるまでに、一旦大気に開放される形態のものにあつては資料提出として差し支えないこと。複数のタンクを同時に接続する場合は、主たる施設で許可を受け、他の施設は資料提出として差し支えないこと。 ④ ヒーターコイルの部分的な交換は、補修とみなす。配管材質、サイズ、長さ又は加熱（冷却）方法を変える場合は、改造に該当すること。ヒーターコイルの撤去に伴う既設ノズルの閉止板もこの項に含めて差し支えないこと。 ⑤ 検査のためのコーティングの部分的な撤去、復旧は、補修とみなす。腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに施工する場合は、許可とする。 ⑥ 液面計、温度計等の取替、取付による配線工事を伴う場合であっても、この項により判断して差し支えないこと。腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに高精度液面計のみ取り付けられる場合も、この項目で判断して差し支えないこと。			
	18	通気管（地上部に限る。）	◎	◎	◎	○	△	○						
		・無弁通気管を大気弁付通気管に変更する場合（その逆も含む。大気弁付通気管の設定圧力変更も含む。）	-	-	△	-	-	-	-					
		・予備ノズルへの大気弁又は無弁通気管の増設	△	-	-	-	-	-	-					
		・フレームアレスター，引火防止網	△	△	△	▲	▲	△						
		・安全弁等	◎	△	△	▲	▲	◎						
		・シールポット，ベントガス凝縮器②	◎	△	◎	▲	▲	△						
		・ベント共用配管又はベントガス処理装置（機器）への通気管等の接続③	◎	-	△	▲	▲	△						
		・窒素シール配管等	△	▲	▲	▲	▲	△						
		・通気管の受皿，パイプ等	△	▲	▲	▲	▲	△						
	19	サクシオンヒーター，ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気，温水等を用いたものを除く。）④	◎	◎	◎	○	△	△						
	20	サクシオンヒーター，ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気，温水等を用いたものに限る。）	◎	△	△	▲	▲	△						
	21	内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）⑤	△	△	△	▲	▲	△						
		・既設ノズルを利用した液面計，温度計等⑥	△	△	△	▲	▲	△						
22	雨水浸入防止措置	△	△	△	▲	▲	△							
	・ノズル用途の変更	-	-	-	-	-	-	△						
	・冷却用散水設備（義務設置）	◎	◎	◎	▲	▲	◎							
	・冷却用散水設備（自主設置）	◎	△	◎	▲	▲	△							

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運	用	解	説	
タンク等		・熱交換器（アセトアルデヒド等に限る。）	◎	△	△	▲	▲	◎						
		・熱交換器（自主設置）	◎	△	△	▲	▲	△						
		・雨水遮蔽板	△	△	△	▲	▲	△						
		・ゲージハッチ等（既設ノズルを利用したものに限る。）	△	△	△	▲	▲	△						
		・遠方注入口⑦	◎	△	△	▲	▲	△						
		・遠方注入口のための静電気除去棒（電極）	△	△	△	▲	▲	△						
		・ミキサー、攪拌装置（電動機を含む。）	△	△	△	△	▲	△						
		・保温，保冷材⑧	○	△	△	▲	▲	△						
		・受入れ，払出しノズルの形状変更⑨	—	—	△	—	—	—						
		・常用圧力の変更（水圧検査を伴うものを除く。）	—	—	—	—	—	—	△					
		・常用圧力の変更（水圧検査を伴うもの）	—	—	—	—	—	—	◎					
		・貯蔵温度の変更							○					
		・静電気除電板	△	△	△	▲	▲	△						
危険物設備等		<配管等>												
	23	配管（地下配管，移送取扱所を除く。）①	△	△	△	△	▲	△						
	24	・地下配管及び移送取扱所の配管②	◎	◎	◎	◎	▲	△						

⑦ 注入配管，受入配管の工事は，「配管等」の例によること。ローリー充てん等の一般取扱所に特例で遠方注入口を設置する場合は，一般取扱所で許可申請すること。この場合，タンク等の施設は，他に許可要件がない限り資料提出として差し支えないこと。

⑧ 屋外タンク貯蔵所，屋内タンク貯蔵所において，保温，保冷材の厚さが増加する場合は許可とすること。保温，保冷材の解体，復旧は届出不要であること。

⑨ ノズルの形状変更とは，ジェットノズル，タンク内の出入口挿入管（インナーパイプ）等のノズル形状を変更することをいう。

① 配管経路が変わる場合は，移設に該当すること。配管の工事について，次に掲げるものの一に該当する場合は許可とすること。
 ア 配管支柱に耐火被覆を施工する必要がある場合
 イ 配管の新設と同時に，施設の品名，数量，倍数に変更がある場合（ただし，一の施設で許可を受ける場合，他の施設は資料提出として差し支えないこと。）

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要					
										運	用	解	説		
危険物設備等		・配管途中の温度計，圧力計，フィルター，ストレーナー等（移送取扱所を除く。）③	▲	▲	▲	▲	▲	▲			② 地下配管とは，地下埋設配管及びカルバート内で水没するおそれのある配管をいうこと。（スチームエジェクター等に対応している場所に設置するものを含む。） 地下配管及び移送取扱所の配管の工事の際，溶接を伴わない場合は資料提出として差し支えないこと。 ③ 移送取扱所に係る，流量計，温度計，圧力計，ストレーナー，フィルター及びベントノズル，ドレンノズル，サンプリングノズル等については，「移送取扱所」の例によること。 ④ タンク等の直近に設けるもの，消火設備に設けるもの以外の増設，改造は届出不要として差し支えないこと。				
	25	配管のベントノズル，ドレンノズル，サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）③	△	△	▲	▲	▲	▲							
	26	可とう管継手（認定品及び口径40A未満のもの）④	△	△	△	▲	▲	△							
	27	可とう管継手（上記以外）④	◎	△	◎	△	▲	△							
	28	配管の加熱装置（蒸気，温水等を用いたものに限る。）	△	△	△	▲	▲	△							
	29	配管の加熱装置（蒸気，温水等を用いたものを除く。）	◎	◎	◎	○	▲	△							
	30	配管ピット，注入口ピット，地下配管接合部の点検ます	◎	◎	○	○	▲	△							
		・地下タンクの漏洩検知管	◎	◎	◎	○	▲	△							
		・地下タンクの漏洩検知設備	◎	◎	◎	○	▲	△							
		・給油ホース，給油ノズル，結合金具	◎	△	△	▲	▲	△							
		・危険物の払出し口，充填口等	◎	△	△	▲	▲	△							
		・地下配管の塗覆装，コーティング，電気防食	◎	—	◎	▲	▲	△							
		・配管のサイトグラス，テフロンホース等	◎	△	△	△	▲	△							
		<機器等>													<機器等>
	33	ポンプ設備（移送取扱所を除く。）①	◎	◎	○	○	▲	△							① ポンプ設備（移送取扱所を除く。），熱交換器等の取替，改造については，能力（吐出圧力×吐出量，伝熱面積等）が1.2倍を超える場合は許可とすること。型式が変更しても，取替とみなす。ポンプ設備の電動機のみの変更については，「電気設備」の例によること。ポンプ，熱交換器の移設において，基準を満足している既設の囲い（側溝）内，建築物内での移設は，資料提出として差し支えないこと。他施設で許可を受けているポンプを付属ポンプとして組み込む場合，付属ポンプから除外する場合は，資料提出として差し支えないこと。
34	熱交換器①	◎	◎	△	△	▲	△								
	・熱交換器のチューブバンドル	—	—	△	▲	—	—								
35	熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。），散水設備等	△	△	△	▲	▲	△								
36	配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）	△	△	△	▲	▲	△								

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運	用	解	説	
危険物設備等		・危険物機器に係るベントノズル，ドレンノズル，サンプリングノズル等（タンク等及び移送取扱所を除く。）	△	△	△	▲	▲	△						
		・危険物機器に係るノズルの用途変更	-	-	-	-	-	-	-	△				
		・危険物機器の常用圧力，運転温度の変更（タンク等除く）	-	-	-	-	-	-	-	△				
		・非危険物機器	△	△	▲	▲	▲	△						
		<制御装置，安全装置等>									<制御装置，安全装置等>			
	49	圧力計，温度計，液面計等現場指示型計装設備①	△	△	△	▲	▲	▲				①	液面計には，界面検知器及び油面検知器等も含まれること。	
	50	安全弁，破裂板等の安全装置②	◎	△	△	▲	▲	◎				②	安全装置の機能の多少の変更は，取替に該当すること。	
	51	温度，圧力，流量等の調節等を行う制御装置（駆動源，予備動力源等を含む。）	△	△	△	△	▲	△				③	消火設備の代替えとしての緊急遮断弁及び窒素封入装置については，「消火設備」によること。	
52	緊急遮断弁（放出）装置（安全弁等を除く。），反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源，予備動力源，不燃性ガス封入装置等を含む。）（1万KL以上の屋外タンク及び移送取扱所の緊急遮断弁を除く。）③	△	△	△	△	▲	△				④	マンホールプロテクターの工事の際，タンク本体に影響を与える場合はタンク等の例によること。		
53	地下タンクのマンホールプロテクター④	○	○	○	○	▲	○							
	・ガス検知器，ガス漏えい監視装置（任意設置のもの）	▲	▲	▲	▲	▲	▲							
防油堤及び排水設備等		<防油堤等>①									<防油堤等>			
	54	防油堤（仕切堤を含む。）②	◎	◎	◎	○	△	-				①	防油堤本体に影響を与える場合は許可とすること。防油堤貫通部を埋め戻す際，配筋工事がある場合は許可とすること。資料提出に該当する場合であっても，漏えい防止に有効な工事方法とすること。	
	55	防油堤水抜弁	○	○	○	△	△	○						
	56	防油堤水抜弁の開閉表示装置	○	○	○	△	△	○						
	57	防油堤の階段，防油堤内の点検歩廊（防油堤と一体構造のもの）	△	△	△	△	▲	△				②	既存防油堤に新たに目地を設ける場合又は既存目地部に漏えい防止措置を設ける場合は改造に該当すること。	
58	防油堤の階段，防油堤内の点検歩廊（防油堤と一体構造でないもの）	△	△	△	▲	▲	△							

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運	用	解	説	
防油堤及び排水設備等		・防油堤容量の変更	—	—	—	—	—	—	△					
		・仮設防油堤進入路	△	△	△	—	—	△						
		<排水溝等>								<排水溝等>				
	59	排水溝，ためます，油分離槽，囲い（ダイク）等①	◎	◎	◎	○	▲	△			① 区画の増加を生じない限り，移設又は改造は資料提出として差し支えないこと。 法的に満足する囲い，排水溝の範囲内に任意で増設する場合は，資料提出として差し支えないこと。			
	60	ブランケット，地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）②	△	△	△	▲	▲	△			② ブランケットの増設は許可とすること。			
	・防油堤内の敷石をコンクリートに変更する。	—	—	—	—	—	—	△						
	・防油堤内の排水溝	△	△	△	▲	▲	△							
電気設備等①	61	電気設備（配線，分電盤，配電盤，スイッチ等器具，照明器具，電動機等）②	○	○	○	△	△	○		① 「電気設備」の基準を満足する必要があること。 非対象設備に付随する器具については，当該非対象設備の扱いとすること。				
	62	避雷設備	◎	◎	◎	▲	▲	△						
	63	静電気除去装置（接地方式のものに限る。）	△	△	△	▲	▲	△		② 移送取扱所のポンプの電動機の改造（新たに50kWを超えるものに限る。）は許可とすること。				
		・静電気除去装置（接地方式のものを除く。）	◎	◎	◎	△	▲	△						
消火設備及び警報設備		<消火設備>①								<消火設備>				
	64	ポンプ・消火薬剤タンク	◎	◎	◎	○	▲	△		① 消火設備の変更で，電気設備の変更を伴うものについても，この項により判断して差し支えないこと。構造・設備の技術上の基準に適合する審査の必要なものは，許可とする。撤去については，基準異常の設備のみとする。自主設置に係る消火設備は，原則として資料提出で差し支えないこと。				
		・薬剤ボンベ	◎	◎	◎	○	—	△						
	65	1～3種消火設備（散水，水幕設備を含む。）の配管，消火栓本体，泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）②	◎	◎	◎	○	▲	△						
		・泡ヘッド	◎	◎	◎	○	—	△		② 第1種から第3種消火設備には，ドレンチャー設備，窒素封入設備，スナッフイングスチーム吹込設備及び燃料緊急遮断弁等の特殊消火設備を含むこと。 配管の工事に伴い圧力損失が減少するものについては，資料提出で差し支えないこと（埋設配管を除く。）				
	66	1～3種消火設備の弁，ストレーナー，圧力計等	△	△	△	▲	▲	△						
		・水源，貯水槽	◎	◎	◎	△	△	△						
	・呼水装置（減水警報装置を含む。）	—	△	△	▲	▲	△							

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要			
										運	用	解	説
消火設備及び警報設備		・制御盤，安全装置，起動装置，音響警報装置	◎	◎	◎	▲	▲	△			③ 消火薬剤の変更は，改造に該当すること。薬剤種別，メーカー名，商品名が変更されても，適応性（水溶性，非水溶性の別），泡水溶液濃度に変更がない場合は，資料提出として差し支えないこと。 <警報設備> ① 警報設備の変更で，電気設備（配線を含む。）の変更を伴うものについても，この項により判断して差し支えないこと。自主設置に係る警報設備は，原則として資料提出で差し支えないこと。 ② 10個以下（既設と同種類のものに限る。）で警戒区域の変更がない場合は資料提出として差し支えないこと。		
		・消火栓箱，ホース	△	△	△	▲	▲	△					
		・表示灯，始動表示灯	△	△	△	▲	▲	△					
		・予備動力源，非常電源	◎	◎	◎	△	▲	△					
	67	第4種，第5種消火設備	○	○	－	▲	▲	△					
	68	消火薬剤③	－	－	◎	▲	－	△					
		・他の施設の消火設備を当該施設の消火設備とする場合	－	－	－	－	－	－	◎				
		・アルキルアルミニウム等の燃焼槽	◎	◎	◎	◎	▲	△					
		<警報設備>①											
	69	警報設備（自動火災報知設備の受信機，感知器を除く。）	○	○	○	▲	▲	△					
70	自動火災報知設備の受信機	◎	◎	◎	△	▲	△						
71	自動火災報知設備の感知器②	◎	◎	◎	▲	－	△						
	・中継器，発信器，表示灯，地区音響装置	◎	◎	◎	▲	▲	△						
	・非常電源	－	△	△	▲	▲	－						
その他		・代替え設備（ページング等）	◎	△	△	▲	▲	△					
		・警鐘，拡声装置	△	△	▲	▲	▲	△					
		・移送取扱所に係る警報設備	◎	△	▲	▲	▲	△					
	72	標識，掲示板	△	△	△	△	▲	－					
		・事故に係る変更工事	－	－	－	－	－	－	◎				
		・非危険物機器を危険物機器に変更	－	－	－	－	－	－	◎				
	・危険物機器を非危険物機器に変更	－	－	－	－	－	－	△					
	・20号タンクを20号タンク以外に変更	－	－	－	－	－	－	△					
	・危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外を行う場合（元の危険物に戻す場合を含む。）	－	－	－	－	－	－	△					

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運	用	解	説	
その他		・設置者等の住所、氏名、会社名（譲渡引渡届に係るものを除く。）の変更	-	-	-	-	-	-	-	○	① 休止（遊休）に伴い、許可申請書の品名、数量、倍数欄の内容が変わる場合は、「品名数量倍数変更届」の提出を行い、休止に係る資料を同届出に添付して差し支えないこと。 ② 共用設備とは、この運用基準に掲げる設備、機器等が複数の危険物施設に所属する設備をいうこと。共用設備の工事については、主たる施設で許可又は資料提出を行い、他の施設については資料提出として差し支えないこと。			
		・建築物、タンク等、ポンプ等の設備機器の機番、名称変更	-	-	-	-	-	-	-	△				
		・ポンプ、熱交換器、ベッセル等の単一又は複数機器の休止①	-	-	-	-	-	-	-	△				
		・複数の工程を有する製造所等の一工程の休止①	-	-	-	-	-	-	-	△				
		・品名数量倍数変更届の提出は要さないが、算定根拠となるその内訳を変更する場合（試作品目の変更等を含む。）	-	-	-	-	-	-	-	△				
		・機器の内容物の変更	-	-	-	-	-	-	-	△				
	・共用設備（ポンプ、配管、防油堤、消火設備、警報設備等）②	-	-	-	-	-	-	-	△					

第3 施設別事項

製造所・一般取扱所①	73	ボイラー、炉等のバーナーノズル	◎	○	○	▲	▲	△			① ノズル等の取替に伴い、施設の品名、数量、倍数に変更があり、かつ、位置、構造、設備の基準に変更を生じる場合は、許可とすること。 ② ホースの改造に伴い特例を適用する場合は、許可とすること。 ③ 充填設備のうち、ホース、ノズル又は結合金具については、「配管等」の例によること。容器詰替えの一般取扱所の固定注油設備については、「給油取扱所」の例によること。 ④ 防爆構造について特例を適用する場合は許可とすること。
	74	塗装機噴霧ノズル、ホース等②	◎	○	○	▲	▲	△			
	75	運搬容器の充填設備（固定注油設備）③	◎	○	○	△	▲	△			
	76	分析計（キュービクル内取付を含む。）〔分析計（例）サルファー分析計、ガスクロマトグラフィ、オートサンプラー、粘度計等〕④	△	△	△	▲	▲	▲			
	117	作業用広報スピーカー	▲	▲	▲	▲	▲	▲			

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要			
										運	用	解	説
屋内貯蔵所	77	ラック式以外の棚①	○	○	○	▲	▲	▲		① ラック式棚とは、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたものをいう。 ラック式以外の棚にあつては、高さ、幅、長さが若干変わっても取替とみなす。			
	78	ラック式棚①	◎	◎	◎	○	▲	△					
	79	冷房装置等	◎	○	○	○	▲	△					
屋外タンク貯蔵所	80	ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	◎	△	△	△	▲	◎		① 複数設置しているドレンの一部を撤去する場合、流量等の計算をして問題なければ資料提出として差し支えないこと。 ② 保温、保冷材の解体、復旧は届出不要であること。 保温、保冷材の厚さが増加する場合は、許可とすること。			
	81	ポンツーン	◎	—	◎	◎	△	◎					
	82	浮き屋根のウエザーシールド（浮き屋根に設ける設備）	◎	—	◎	▲	▲	◎					
	83	浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）	◎	—	△	△	▲	◎					
	84	ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備） エマージェンシードレン①	◎	△	◎	△	▲	◎					
	85	保温（冷）材②	○	—	△	▲	▲	△					
	86	流出危険物自動検知警報装置	◎	△	△	▲	▲	△					
		・流出危険物自動検知警報装置（自主設置）	▲	▲	▲	▲	▲	▲					
	88	コーティング	△	△	△	△	▲	△		③ 予備動力源の種類を変更する場合は許可とすること。			
		・緊急遮断弁（1万k l以上のタンク）③	◎	◎	△	▲	▲	△					
屋内タンク貯蔵所	89	出入口のしきい	◎	◎	◎	▲	▲	—					
		・出入口のせき板	◎	◎	◎	▲	▲	△					

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運	用	解	説	
簡易タンク貯蔵所	90	タンク固定金具	△	△	△	▲	▲	△						
移動タンク貯蔵所①	91	底弁，底弁の手動又は自動閉鎖装置	—	◎	◎	△	▲	—						① ポンプ，流量計(付属装置)については，「危険物設備等」の例によること。 ② マンホールのふたにノズル出しをする場合，加圧で使用するものにあつては，許可とすること。 ③ IMO表示板を貼付しているタンクコンテナと車両の緊結装置に適合性がある場合は，資料提出として差し支えないこと。 執務資料編17「タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可等の運用基準」によること。
	92	マンホール，注入口のふた②	△	—	△	▲	▲	△						
	93	マンホール部の防熱，防塵カバー	△	—	△	▲	▲	△						
	94	品名，数量表示板	▲	△	▲	▲	▲	—						
	95	Uボルト	◎	◎	◎	▲	▲	△						
	96	可燃性蒸気回収ホース	○	—	○	▲	▲	▲						
	97	注入ホース（結合金具を含む。）	○	—	○	▲	▲	△						
		・注入ノズル	◎	—	○	▲	▲	△						
	98	箱枠	—	—	◎	○	○	—						
	99	積載式の移動貯蔵タンクの追加③	◎	—	—	—	—	—						
		・緊結金具（Uボルトを除く。）	◎	○	◎	▲	▲	△						
		・後方監視用カメラ	○	△	○	▲	▲	△						
	・アクリライト（アクリライトの両側に弁を設け，設置されたものに限る。）	△	△	△	▲	▲	△							
	・車台，タンクの取替	—	—	—	◎	—	—							
屋外貯蔵所	100	周囲の柵	○	△	△	▲	▲	△					① ラック式柵とは，昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたものをいう。 ラック式以外の柵にあつては，高さ，幅，長さが若干変わっても取替とみなす。	
	101	ラック式柵①	◎	◎	◎	○	▲	△						
		・ラック式以外の柵①	○	△	△	▲	▲	▲						
	102	固体分離槽	◎	◎	◎	○	▲	△						

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要					
										運	用	解	説		
給油取扱所	103	シート固着装置	○	△	△	▲	▲	△							
		・地盤面	◎	○	△	○	▲	△							
		・硫黄等の囲い	○	△	△	△	▲	△							
		<工作物等>													<工作物等>
	104	防火塀	◎	◎	◎	-	▲	◎							① 犬走り、アイランド等の工事により、給油・注油空地の変更を伴うものは許可とすること。
	105	犬走り、アイランド等①	△	△	△	-	▲	△							
	106	サインポール、看板等（電気設備）②	△	△	△	▲	▲	▲							② 可動式（電気によるものを除く。）の看板等の工事は、届出を要しないこと。 サインポール、看板等の変更の際して、配線等の電気設備の変更を伴う場合であってもこの項により判断して差し支えないこと。 キャノピー上の広告バルーンの設定についても、この項により判断して差し支えないこと。
	107	日除け等（キャノピーを除く。）	△	△	△	▲	▲	▲							
		<給油機器等>													<給油機器等>
	108	給油量表示装置	△	△	△	▲	▲	△							① 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）の工事において次の場合は許可とすること。 ・給油ホースの長さ，給油ホースの数，ホーススライドの範囲，危険場所の範囲に変更がある場合 ・セルフ用で油種判定機能を削除する場合
	109	カードリーダー等の省力機器	△	△	△	▲	▲	▲							
110	通気管のガス回収装置	△	△	△	▲	▲	▲								
111	タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	▲	▲	-								
112	固定給油（注油）設備（認定品に限る。）①	◎	◎	△	△	▲	△								
	・固定給油（注油）設備（非認定品に限る。）	◎	◎	◎	◎	▲	△								
	・単独荷卸しに必要な安全対策設備（危険物保安技術協会の性能評価を受けているシステムに限る。）②	△	△	△	▲	▲	△							② 個々の安全対策設備の工事については，該当する変更内容の扱いによること。	
	<その他設備機器等>													<その他設備機器等>	
113	混合燃料油調合器，蒸気洗浄機，洗車機（箱型洗車機を除く。），オートリフト等①	◎	◎	△	△	▲	△							① 付随設備の工事については，位置の基準を満足すること。	

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運 用 解 説				
給油取扱所	114	自動車の点検等に使用する機器等 ①②③	△	△	△	▲	▲	▲			② 自動車の点検等に使用する機器等には、オイルキャビネット、ウォールタンク、オイルチェンジャー、スピードテスター、オートタイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、サイドスリップテスター、エアーコンプレッサー、部品洗浄台、ブレーキテスター、箱型洗濯機、マット洗浄機、洗濯機等を含むこと。 ③ 冷暖房設備で移動式のもの、届出を要さないこと。 ④ ガス設備のみの変更工事等はその内容により個別に判断する。			
	115	セールスルーム（ショップ含む。）内の電気設備、給排水設備	△	△	△	▲	▲	▲						
	116	セルフ給油所の監視機器、放送機器 ③	◎	◎	◎	▲	▲	◎						
		・給油、注油空地内のコンクリート等の舗装	—	—	△	△	▲	—						
		・冷暖房設備（灯油式、ガス式、電気式）③	△	△	△	▲	▲	△						
		・アイランドサービスユニット	△	△	△	▲	▲	△						
		・防火設備のガラス戸（はめごろし戸に限る）	◎	◎	◎	○	△	◎	◎					
		・仮設防火塀	—	—	—	—	—	—	△					
		・防犯用監視機器（カメラ、放送設備）	△	△	△	▲	▲	△						
		117 圧縮天然ガス等充てん設備給油取扱所 ④												
販売取扱所	118	延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁	◎	◎	◎	△	△	◎						
	119	棚	△	△	△	▲	▲	▲						
移送取扱所①	120	土盛り等漏えい拡散防止設備②	◎	◎	◎	▲	▲	△			① 配管（本管、リターン配管、バイパス配管に限る。）の溶接を伴う工事は許可とすること。 ② 代替措置の流量測定装置、圧力測定装置及び油膜検知装置を含むこと。 ③ ポンプの電動機（50kW以下のものに限る。）の工事は資料提出として差し支えないこと。			
	121	衝突防護設備	◎	◎	◎	▲	▲	△						
		・監視小屋	▲	▲	▲	▲	▲	▲						
	122	ポンプ設備③	◎	◎	◎	◎	○	△						
	123	切替弁、制御弁等	◎	◎	△	▲	▲	△						
	124	緊急遮断弁	◎	◎	○	○	▲	△						

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要				
										運	用	解	説	
	125	ピグ取扱装置	◎	◎	○	○	▲	△						
	126	感震装置	◎	○	○	○	▲	△						
		・ローディングアーム，アンローディングアーム（移送取扱所に限る。）	◎	◎	◎	◎	▲	△						
	127	船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカブラー	—	—	△	▲	▲	△						
	128	巡回監視車	△	△	△	▲	▲	△						
	31	漏洩検知口	◎	◎	△	▲	▲	△						
	32	漏洩検知設備	◎	◎	◎	△	▲	△						
		・流量計，温度計，圧力計	△	△	△	△	▲	△						
		・フィルター，ストレーナー	△	△	△	△	▲	△						
		・配管のベントノズル，ドレンノズル，サンプリングノズル等（移送取扱所に限る。）④	◎	◎	△	▲	▲	▲						④ 配管のベントノズル，ドレンノズル，サンプリングノズル等（移送取扱所に限る。）の工事の際，本管への溶接を伴う場合は許可とすること。
		・防護工等	◎	◎	◎	△	▲	△						
		・分析計，オートサンプラー，粘度計等	△	△	△	△	▲	△						
		・防舷材	▲	▲	▲	▲	▲	▲						

第4 その他

資料の提出を要する軽微な変更工事
〔構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い〕 固定給油（注油）設備の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付及びこれに伴う代替固定給油（注油）設備の一時的な新設及び撤去の一連工事 同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更 〔タンク本体に係る補修工事〕 タンク本体に係る補修工事の範囲は，執務資料編5「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査等一覧表」によること。
資料の提出を要しない軽微な変更工事
〔構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い〕 塗装工事 点検のための設備等の分解，清掃，組立等の一連工事